

教育行政執行方針

赤平市においては、地域の発展を支え、子どもたちの人生の基礎づくりを担う学校教育の充実と教育環境の整備を着実に推進します。

また、社会教育においても、市民一人ひとりが生涯にわたって自発的に学習活動を行ない、まちづくりに生かされるよう、一般教養・文化・スポーツ活動など、多彩な学習ニーズにこたえます。

さらに、子どもたちが夢や希望を持ち自己肯定感を育むよう、社会教育事業を通じ仲間づくり、体力づくり、生活規律の醸成を図ります。

文化財保護行政については、特に本市の地域資源である炭鉱遺産の保存・活用の観点から、関係部局とともに魅力あるまちづくりに係る関連施策の推進に努めてまいります。

ここに平成28年度の教育行政執行方針を示させていただきます。



教育行政執行方針を述べる多田教育長

教師力・学校力を高め、豊かな未来をつくる学校教育の推進

学力の向上

学力向上プランでは、児童・生徒が自ら進んで学習に取り組むアクティブラーニングの手法を授業に取り入れるなど、学習指導の徹底に努めます。

さらに、本市の小・中学生全員を対象に行っている標準学力検査の結果も活用し、継続的な検証サイクルを確立します。

全国学力・学習状況調査に係る結果の公表については、市広報チラシ、ホームページにて直接的な数値による公表を避け、本市独自の方法で公表しました。道教委による市町村別の結果の公表については、小・中学校における改善方策の取り組みが前進していることを踏まえ、本市の公表には同意しています。

提供する食材は地元産あるいは道産のものを中心に使用しています。特に米飯給食は赤平産の米を使用しており、関連して、地元の減農薬米の大口寄贈や小学校5年生の農業体験を契機に、給食活動を通して農業に対する感謝と尊敬の念を育んでいます。

学校給食

さらに本市では、体力向上の検討組織として体力向上委員会を設置して、分析結果を経年的に比較しながら、心身ともに健康な児童・生徒の育成をめざし、一層の工夫改善に努めます。

口腔衛生

さらに本市では、体力向上の検討組織として体力向上委員会を設置して、分析結果を経年的に比較しながら、心身ともに健康な児童・生徒の育成をめざし、一層の工夫改善に努めます。

体罰

未然防止のために、初期対応の重視とともに、家庭における生活習慣や社会生活上のルールやマナーなどの習得について支援します。

不登校への対応

不登校の児童・生徒と保護者に対する対応は、スクールカウンセラーや青少年センター専門指導員による対応や適応指導教室への通所支援を継続します。

の工夫を行うなど、実施に向け指導計画の作成に取り組みます。

いじめ

「赤平市いじめ防止基本方針」と「赤平市いじめ問題対策連絡協議会等条例」の制定に基づく組織の設置など、未然防止に対応する取り組みを進めるとともに、いじめを積極的に認知し、適切に対応することを肯定的に評価します。

子供たちの体力・運動能力について、平成27年度全国体力運動能力、運動習慣等調査の結果では、調査対象である小学校5年生は男・女とも全道平均を下回りましたが、中学校2年生は男・女とも上回りました。

道徳

道徳の教科化については、平成30年度より小学校から順次正式教科となります。が、改正後の学習指導要領に基づき指導方法



特別支援教育

相互理解を深め、協力して共生社会を目指し、引き続き児童・生徒の障がいの種別や状態に応じた学びの場を保障する教育支援に努めます。通常学級に在籍している言葉やコミュニケーションなどに課題がある児童についても、通級指導教室で指導や相談にあたります。

児童・生徒の生命、

身体の安全・安心の確保

児童・生徒の安全対策、危険回避については、学校での指導を中心地元警察署や市民の防犯ボランティア活動の協力により安全指導の強化に努めます。また、ストップ・ザ・ネットトラブルをめざし、コミュニティーサイトでのいじめや犯罪被害の防止策など、具体的かつ適切な啓発活動に努めます。



学校統合

新校舎建設の実施設計を平成28年度中に取りまとめるとともに、旧赤平高校グラウンドを統合中学校のグラウンドに転用する整備事業を実施します。

なお、小・中学校適正配置計画の後期が平成29年度からスタートすることから、赤間小学校と豊里小学校の統合案については、現在の計画の変更も視野に検討のうえ、平成28年度中に少子化に対応した活力ある学校づくりの方針を定めます。

開かれた学校づくり

今後とも学校だよりの配布や地域参観日の実施、教育委員会のホームページなどで広く公開し、市民の理解と信頼を得ていきます。

幼稚園教育

幼稚園教育の充実を図るとともに利用者負担の軽減や預かり保育を継続し、幼保連携型認定こども園の設置に向けても福祉部局と連携します。

高校通学費等助成

子育て支援・定住促進の観点からも、赤平市しごと・まち創生総合戦略の施策の狙いが最大限発揮できるように平成28年度から

実施します。

ICT(情報通信技術)教育

ICT環境の整備について昨年はタブレット端末を用いた授業を検証するモデル事業を実施いたしました。本年度は赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策として実践校の拡充をめざし整備します。

奨学金

「赤平市人材育成・定住促進奨学金」を赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策として平成28年度より創設し、移住・定住の促進と地域産業の振興を期す目的でも奨学資金制度の充実を図ります。

服務規律の遵守

重大事故といわれるわいせつ行為・金銭事故はもちろんのこと、個人情報の管理など教職員の厳正な服務規律の遵守に一層努めます。

芸術・文化

加盟団体が総力を挙げて取り組む市民総合文化祭をはじめ、各団体が独自に展示や舞台の発表を催すなど、まちの元気と成熟度を表す象徴として今後も大変重要な考え方、支援に努めます。

文化財保護

炭鉱遺産施策の実現に向け努めますとともに、炭鉱歴史資料館の再開などについては、市の公共施設等総合管理計画の方針に基づき進め、さらに郷土の文化財保護を目的とした文化財保護政策の基本方針を定めるなど体制の強化を図ります。

市民の学びと行動をつなげる社会教育の推進

青少年教育

学社連携・学社融合が説かれている中、子どもたちの社会教育活動においても、学力向上、体力向上やいじめの未然防止につながる学習態度や生活規律の重視、仲間づくりと自己肯定感の醸成、積極的な各種スポーツへの参加促進など、共通課題を踏まえた意識的な指導に努めます。

社会教育施設

東公民館・交流センターみらいについては、市民のための身近な施設運営に努めるとともに、従前より実施しております各種講座の開設やサークル活動についても、受講者・利用者の一層の拡大をめざします。

図書館

図書館管理システムの運用、また、市民の調べ物を支援するレファレンスサービスに的確に応えるなど、読書環境を整えます。

体育・スポーツ活動

生涯スポーツの推進と市民の健康増進の要望に応えるため、「市民スマイルウォーキング」をはじめ、より効果が期待できるスポーツ行政のあり方について協議します。スポーツ行事及びスポーツ施設の運営につきましては、工夫改善を心掛けるとともに、体育・スポーツの関係団体と連携して推進します。

教育行政執行方針の全文につきましては、市ホームページをご覧ください。